



発行 新潟県
第 65 号
 平成30年8月21日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 907 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 908 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

公 告

公聴会の開催（都市政策課）

労働委員会告示

- 3 新潟県労働委員会あっせん員候補者（労働委員会事務局総務課）



◎新潟県告示第907号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年8月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する形質変更時要届出区域
 村上市緑町五丁目11番1、11番3、11番4、3558番25、3585番3、3600番10、3600番11、3889番2、
 村上市村上字田島3472番の一部、3473番1の一部、3497番4の一部、3497番5の一部、3498番3、3498番4、
 3498番5、3501番、3501番2、3502番1、3502番2、3502番3の一部、3502番4、3502番5、3502番6の一
 部、3502番7、3502番8、3503番、3503番2、3504番1、3504番2、3504番4、3505番、3505番2、3506番、
 3507番、3507番2、3508番、3509番、3509番2、3514番の一部、
 村上市緑町四丁目3510番、3510番2、3511番1、3511番7の一部、3512番1、3513番、
 村上市村上字田端3584番2の一部、3589番、3591番1、3591番2、3591番3、3592番1、3592番2、3592番
 3、3593番、3607番4、3607番5、3607番6、3607番7、3607番8、3608番3の一部、3608番4、3608番5
 の一部、
 村上市田端町3608番9の一部、他
 詳細は別図のとおり
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
- 3 土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
 鉛及びその化合物
- 4 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第4項第9号に該当
 砒素及びその化合物

別図



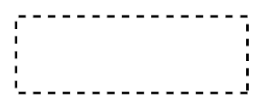
調査対象地



形質変更時要届出区域
(一般管理区域)



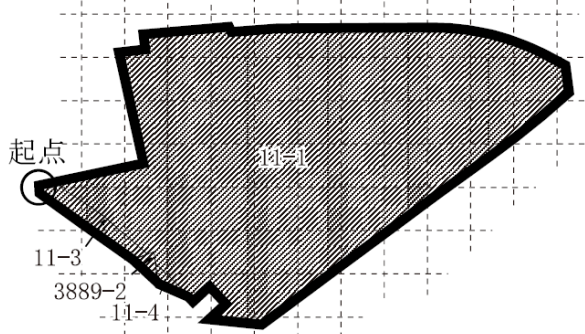
形質変更時要届出区域
(自然由来特例区域)



土壌汚染状況調査において
設定した単位区画



筆界



◎新潟県告示第908号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の国仲西部土地改良区の定款の変更を平成30年8月9日認可した。

平成30年8月21日

新潟県佐渡地域振興局長

公 告

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、小千谷都市計画道路の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成30年8月21日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 公聴会の日時
平成30年9月20日（木）午後7時から
- 2 公聴会の開催場所
小千谷市大字桜町4915番地
小千谷市総合体育館 1階大会議室
- 3 事案の概要
別紙「小千谷都市計画道路の変更（新潟県決定）」のとおり。
- 4 素案の縦覧
新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課及び小千谷市建設課都市整備室都市整備係において、8月31日（金）まで縦覧に供する。
- 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者
小千谷市の住民及び利害関係人
- 6 公述申出の方法
変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び小千谷市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。
- 7 公述申出期限
平成30年8月31日（金）（必着のこと。）
- 8 公述申出先
 - (1) 長岡市沖田2丁目173番地2（〒940-8567）
新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課
電話 0258-38-2619
 - (2) 小千谷市城内2丁目7番5号（〒947-8501）
小千谷市建設課都市整備室都市整備係
電話 0258-83-3514
- 9 公述人の決定
公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人（最大10名）を決定する。
- 10 費用負担
公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。
- 11 公聴会の傍聴
公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。
なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。
- 12 公聴会の中止

公述の申出が無い場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

13 その他

関連する小千谷市決定の都市計画道路の変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べることができる。

14 問合せ先

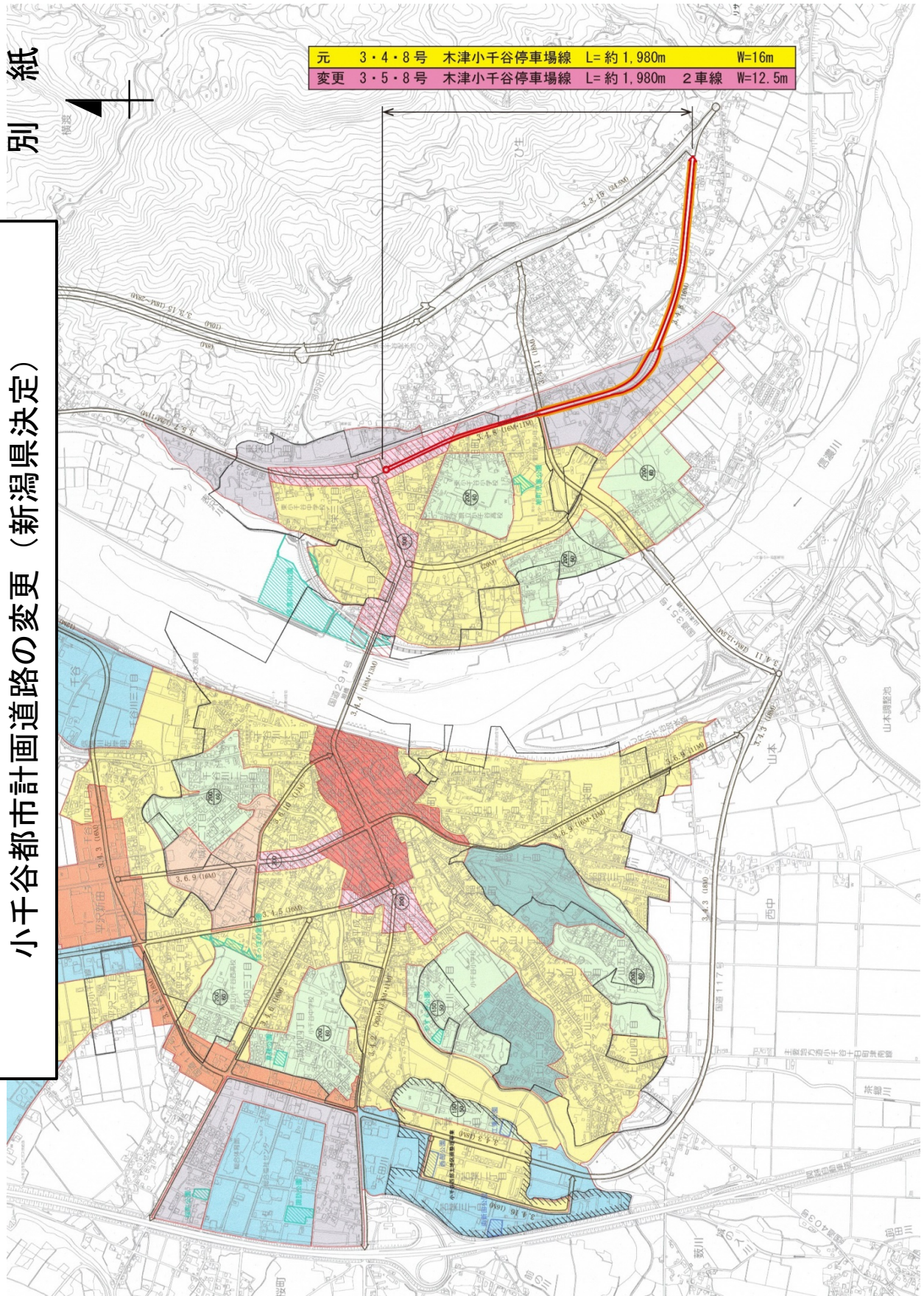
新潟市中央区新光町4番地1 (〒950-8570)

新潟県土木部都市局都市政策課

電話 025-280-5429

別紙

小千谷都市計画道路の変更(新潟県決定)



労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第3号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱した平成30年8月9日現在の新潟県労働委員会あっせん員候補者は、次のとおりである。

平成30年8月21日

新潟県労働委員会

会長 兒玉 武雄

氏名	現職	略歴
兒玉 武雄	弁護士	新潟県弁護士会 会長
櫻井 英喜	弁護士	新潟県弁護士会 副会長
櫻井 香子	新潟大学法学部 准教授	さいたま地方検察庁 検事
中村 稚枝子	(福)新潟いのちの電話 理事	新潟県県民生活・環境部長
田中 恒彦	新潟大学教育学部 准教授	滋賀医科大学特任助教
橋本 義明	全国交通運輸労働組合総連合 信越地方総支部 書記長	頸城ハイヤー労働組合 書記長
桑原 典子	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 副事務局長	全国繊維化学食品流通サービス一般労働 組合同盟 新潟県支部 参与
山阪 光男	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合 同盟 新潟県支部 支部長	全国繊維化学食品流通サービス一般労働 組合同盟 中央教育センター友愛の丘 教育部門長
牧野 茂夫	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 会長	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 事務局長
片原 匡郁	JAM 新潟書記長	JAM 新潟副書記長
鈴木 和夫	(株)本間組 相談役	(株)本間組 取締役相談役
本間 哲夫	(一社)新潟県経営者協会 専務理事	(株)富有社 本社営業部付部長
中山 正子	(株)キタック 代表取締役社長	(株)キタック 専務取締役
川崎 敏幸	—	(株)リンコーコーポレーション 顧問
高橋 嘉津夫	北陸ガス(株) 取締役企画部長	北陸ガス(株) 取締役総務部長
田村 定文	新潟県労働委員会事務局長	新潟県佐渡地域振興局長
坂詰 千里	新潟県労働委員会事務局総務課長	新潟県監査委員事務局 監査主幹(次長補佐)